

広報 やまこし

1975
2/1
第80号

発行 新潟県古志郡
山古志村役場
電話 竹沢局
17 23 78

印刷 大川印刷株式会社



雪の上でのびのびと体力をつちかう子どもたち
1月24日種苧原において

-1月1日現在-			
世帯数	988	男	2,078人
人口	4,163人	女	2,085人
出生	5人	死亡	5人
12月中の住民移動	(男2・女3)	転入	7人
		転出	3人
			(男1・女2)

主な記事

○村の財政はこうなっています
○国土の計画的利用をめざして
○正しい所得を申告しましょう
○北陸地方三カ月予報



お知らせ

身体障害航空旅客 運賃の割引について

このほど身体障害者航空旅客運賃割増制度が設定され、普通大人片道運賃の二十五%が割引となり、この設定区間は、定期航空路線の国内線全区間となっております。

○運賃の適用条件

各都道府県知事が発行する身体障害者手帳の交付を受けている方で、同手帳の国鉄旅客運賃減額欄に第一種と記入されている方が、介護者とともに旅行する場合に、本人および介護者一名に適用されます。

なお、介護者とは、会社が介護能力があると認める満十二才以上の旅客で、身体障害者と同時に同一区間を旅行する者をいいます。障害者が単独で旅行する場合には適用はありません。

○航空券の購入

この制度の適用を希望される方およびその介護者は、旅行開始前に、同一塔乗区間を同時に購入していただきます。

航空券の発売は、各航空会社支店、営業所ならびに各社の指

定代理店で行ないます。

○身体障害者手帳の携帯

この制度の適用を受ける方は航空券の購入時および塔乗時に手帳を呈示してください。

○適用の開始日

昭和四十九年十二月十日以降塔乗の旅客に対して行なわれます。

(住民課)

税の相談はお気軽に

土地を売ったが税金はどのくらいかかるのだろうか、機械を買ったが償却年数は何年だろうか。贈与税の計算はどのようになるのだろうか。贈与税に関するいろいろな疑問や相談に応じるため、税務署では「税の相談日」などを設け、みなさんの便宜をはかっています。

(税の相談日)

全国の税務署では、毎月五日・十五日・二十五日と「五」のつく日、「税の相談日」として、納税者の相談に応じています。この日が日曜日や祝日のときは翌日が相談日となります。相談日に都合の

わるい人には、それ以外の日にも相談に応じています。

税の相談は、自分の住所地の税務署はもちろん、全国どの税務署でもできますし、また、自分の住所や名前を言わないで自由に相談できます。

税金には、きめられた手続きをとることで、納税者に有利となる特例がたくさんあり、わずかな相談で税金が少なくなります。れる場も出てきます。

「税の相談日」には、相談や指導を専門に受けている幹部が納税者に有利となるよう相談に答ええていますので、気軽に相談してください。

「わが家の家計簿 体験談募集

いま、家計簿をつけている方、新しくつけようとしている方の体験談の募集をしています。

○内容

家計簿をつけ始めた動機や記帳上の苦心談、つける喜びや家族の方々の協力の模様など、家計簿記帳に関するものをなんでも自由に書いて下さい。

記帳経験の短い方でも、予算生活に至らない方でも、気軽にご応募が出来ます。

○原稿

1.本文は四〇〇字詰原稿用紙五枚以内、本文のほか、月別・項目別支出一覧表、その他参考計表を添付して下さい。



お引換え期間 50年1月20日～7月19日					
等級	お年玉	組番号	番号		
1等	折りたたみ式自転車	各組共通	699855		
			674166		
		A組	225224		
2等	腕時計	各組共通	下5けた 27707		
		A組	下5けた 22800		
3等	封筒とグリーティングカードのセット	各組共通	下3けた 683.023		
4等	お年玉切手シート	各組共通	下2けた 80.48.39		

2.原稿には、住所、氏名、職業、おしめ切年令、家族名、家計簿記帳年数および電話番号を記載してください。

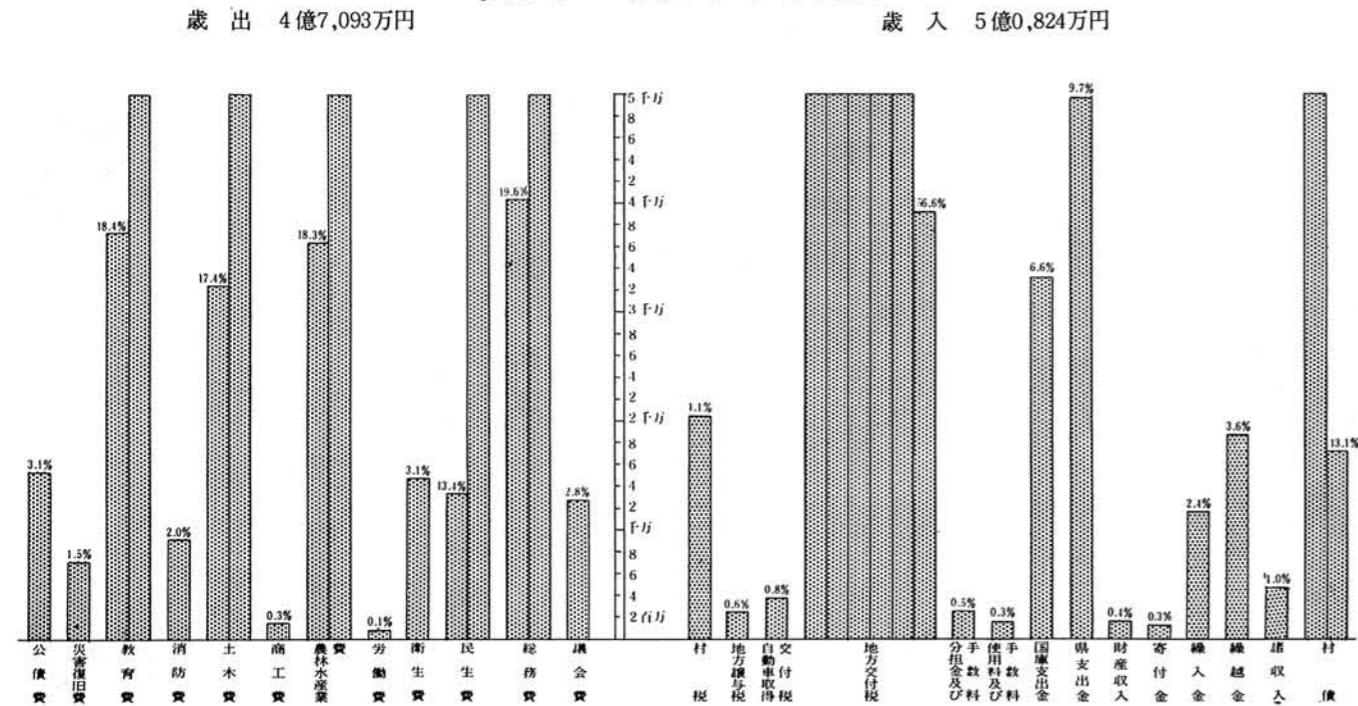
3.封筒の表面に家計簿体験談と明記して下さい。

4.応募原稿はお返ししません。

新潟県貯蓄推進委員会
新潟市寄居町
日本銀行新潟店內
くわしくは総務課へ

昭和五十年二月二十八日
送り先

収入・支出の状況



昭和48年度に行なった主要な事業 (単位 千円)

虫亀保育所建設	22,029	屋内金橋架換	4,200
大野農道新設	10,200	小松倉防火水槽新設	980
林道風口線改良	24,000	池谷防火水槽新設	970
林道金倉線改良	7,500	檜木防火水槽新設	980
除雪機械庫建設	13,300	梶木小プール建設	2,600
種芋原田代線改良	1,119	山古志中プール建設	19,300
種芋原虫亀線改良	4,432	道路災害復旧	3,107
檜木、滝之又線舗装	2,258	河川災害復旧	2,034
山古志中学校通学道路	3,600	溜池災害復旧	1,017

村債の現額 (単位 千円)

1. 普通債	60,298
一般単独事業債	35,038
義務教育施設整備債	25,261
2. 辺地対策事業債	42,043
3. 市町村民税減税補填債	61
4. 新潟県貸付金	361
5. 過疎対策事業債	87,453
道路等	21,397
統合校舎等	26,928
体育館寄宿舎保育所等	39,128
6. 災害復旧債	6,408
7. 転貸債	7,059
合計	203,683

村有財産の現況

土地	宅地	57,963㎡	建物	47件	延面積	18,780㎡
	山林	561,883				
	山原	21,572				
	野	641,418				
基金	計	641,418	出資金	新潟県錦鯉公社	400千円	
	財政調整基金	30,480千円		新潟県農業信用基金協会	380	
	土地開発基金	10,333		長岡地域土地開発公社	150	
	機械購入準備基金	6,658		新潟県農業公社	70	
	学校建築準備基金	3,589		私学振興会	51	
	その他の基金	6,384		新潟県農作物	50	
	計	57,444		価格安定協会		
				計	1,101	

村の財政は

こうなっています

昭和四十八年度の決算から

昭和四十八年度の決算は、十二月定例議会において認定されましたので、村の財政はいかに運営され、現在どんな状態にあるかについて皆さんから理解していただく

一般会計

昨年予算は、当初四億二千二百万円でしたが、その後七回の補正を行ない最終的には、五億二千四百万円となりました。これに対し決算では、歳入は五億八百二十四万円、歳出は四億七千九十三万円となり差引三千七百三十一万円となりましたが、道路の改良、舗装五路線分として千五十一万円の明許繰越額として本年度に繰越し、実質収支額は二千六百八十万円(歳入決算額の五・三%)となりました。

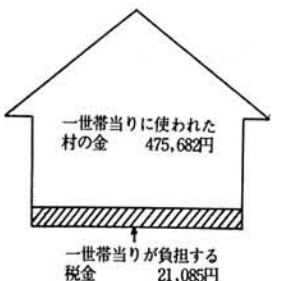
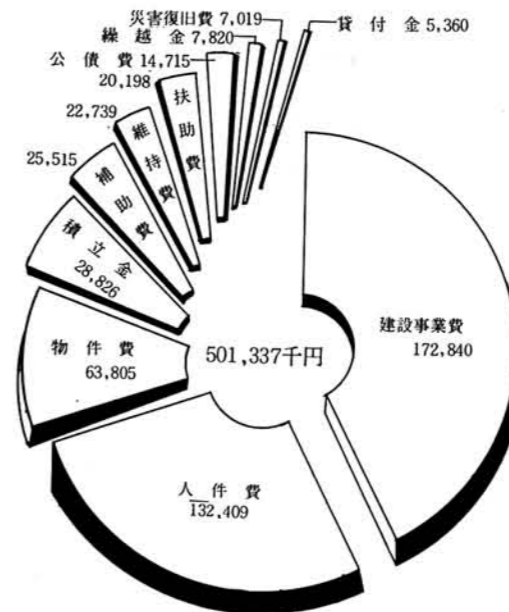
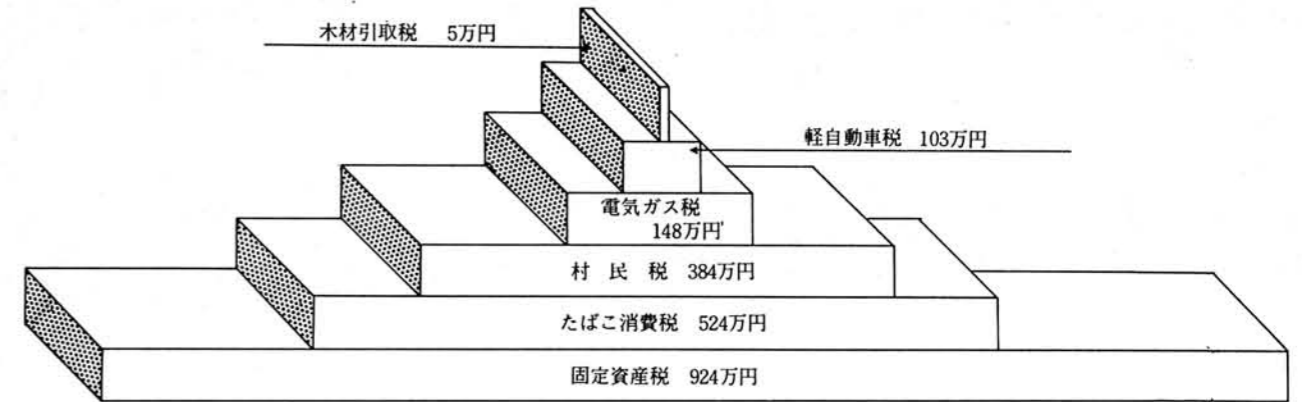
この決算額を前年度に比べると

昭和四十八年度の決算は、十二

歳入で六千三百八十五万円(伸び率十四・四%)、歳出では四千五百九十九万円(伸び率十・六%)と伸びています。

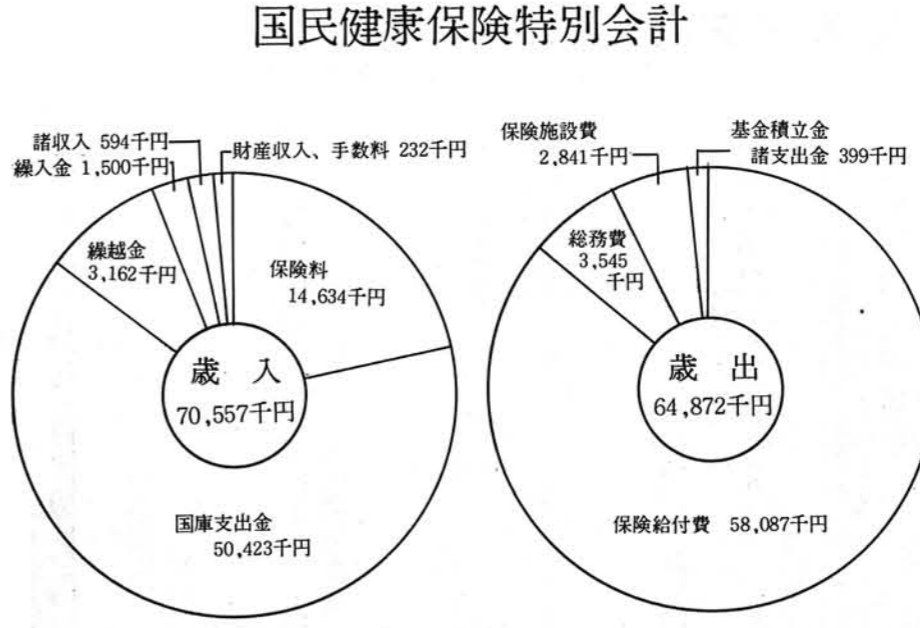
昭和四十八年度は道路の改良舗装等の整備に重点をおき、保育所・学校プール及び防火貯水槽の施設等の環境整備事業を実施すると共に産業の振興対策を推進しつつ予算を適正に執行して健全なる財政運営にあたりました。

税収入の内訳



国民健康保険特別会計

昭和四十八年度の決算状況は、歳入七千五百七十七千円に対し、歳出六千四百八十七千二百円、実質収支額は五百六十八万五千円となり、うち百二十万円を基金に繰り入れることになりました。これを前年度と比較すると、歳入は十八・三%、歳出では十六・



五%の伸びとなっています。また、構成割合は別表でみられるとおり、歳入では国庫支出金が七十一・五%を占め、歳出では保険給付費が八十九・五%を占めています。

診療所特別会計

昭和四十八年度の竹沢・虫亀及び種芋原診療所の決算状況は、歳入額をあわせて二千八百八十六万二千円、歳出総額二千一万一千円となり、差引き百八十五万一千円の黒字繰越となりました。しかし、一般会計からそれぞれの診療所の運営状況により、あわせて六百三十二万円を繰入れて、住民の健康管理にあたりました。

診療所特別会計 (単位千円)

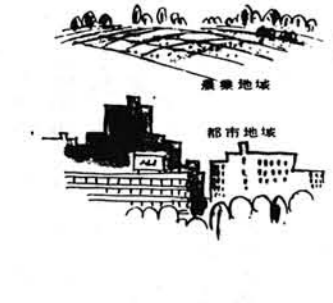
	竹沢			虫亀			種芋原		
	歳入	歳出	繰越	歳入	歳出	繰越	歳入	歳出	繰越
診療収入	7,787	2,916	2,998	7,292	2,182	3,160	7,292	2,182	3,160
手数料	18	1	9	4,259	1,687	1,325	4,259	1,687	1,325
県支出金	1,380	249	0	37	69	0	11,588	3,938	4,485
財産収入	37	69	0	0	0	0	0	0	0
繰入金	3,650	850	1,820	11,588	3,938	4,485	11,588	3,938	4,485
繰越	2	3	0	0	0	0	0	0	0
雑収入	60	4	9	1,346	154	351	1,346	154	351
雑収計	12,934	4,092	4,836	1,340	150	350	1,340	150	350
業務費									
医業費									
基金積立金									
計									
実質収支額									
うち基金積立額									

(注) 種芋原診療所は昭和48年12月1日から49年3月31日までの4ヶ月間

国土の計画的利用をめざして

国土利用計画法施行される

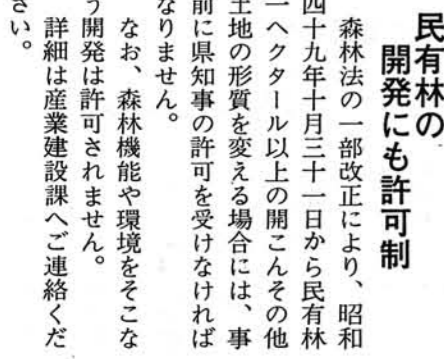
大都市問題、過疎問題、自然環境破壊、地価上昇など、さまざまな混乱の中で、今ほど思いきった土地利用対策が望まれているときはありません。「国土利用計画法」は、こうした土地利用対策の基本とするためにつくられたものです。この法律は、公共福祉の優先、



自然環境保全の尊重という立場から、国土の計画的な利用と地価の安定をはかり、豊かで住みよい地域社会を形成していくことをねらいとして、昨年十二月二十四日から施行されました。その主な内容は、次のとおりです。○国・県および市町村は、土地利用の計画を定め、これに従って土地利用がはかられます。○急激な地価の値上りを防ぎ、正しく望ましい土地利用をはかるため、土地の取引を規制します。○遊んでいる土地を公共の福祉優先の立場から積極的に活用するため、遊び地の利用勧告ができるようになっていきます。○土地取引には届出が必要

一定の広さ以上の土地の売買などの契約をするときは、売る人も買う人も土地の売買などの予定価格や利用目的を書いた届出書を市町村長を通じて、県知事に出さなくてはなりません。届出を受けた知事は、土地の価格が高すぎるとか、定められた土地利用計画と比べて望ましくないときなどは、土地利

- 市街化区域……二千平方メートル以上
- その他の都……五千平方メートル以上
- 市計画区域……トル以上
- その他区域……一万平方メートル以上



民有林の開発にも許可制
森林法の一部改正により、昭和四十九年十月三十一日から民有林一ヘクタール以上の開こんその他土地の形質を変える場合には、事前に県知事の許可を受けなければなりません。

なお、この法律には、許可申請や届出などを守ってもらうための罰則が定められています。規定されている内容は、ある程度私権に制限を加えたものでありますが、違反のないよう住民みなさんの充分な理解と協力が必要であります。くわしいことについては総務課企画係へご連絡ください。

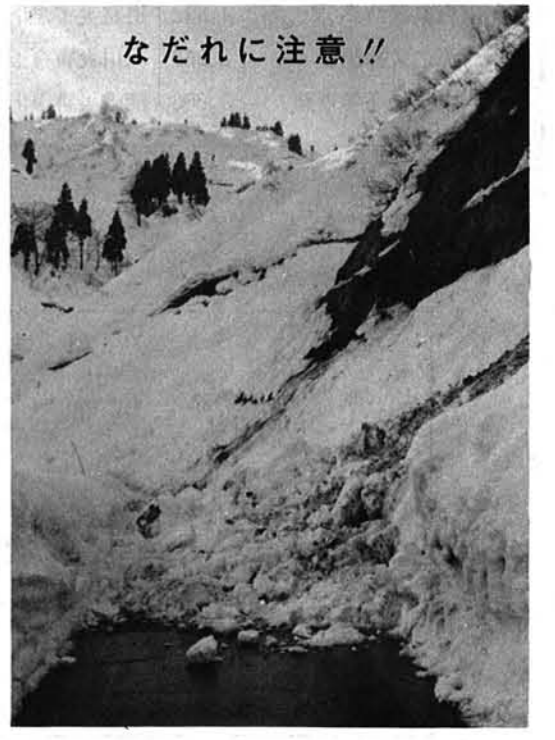
北陸地方 三力月予報

新潟地方気象台発表

二月の予報
上旬は強い冬型の気圧配置が現われ、一時大雪の降るおそれがあります。その後、天気は周期的に変わり比較的のぎやすい日もあるでしょう。しかし、半ばごろと月末には一時冬型の気圧配置が現われ寒くなるでしょう。平均気温は並み、降水量は並みないしやや多いでしょう。また、日照は並みのみこみです。

三月の予報
前半は大陸の高気圧が強まりまだ、寒い日が多くなり、後半は移動性高気圧におおわれる日が多くなり、ときどき春らしい天気も現われるみこみです。平均気温は並みないしやや低く、降水量、日照とも並みのみこみです。

四月の予報
移動性高気圧がやや北にかたよって通りやすいみこみです。天気は周期的に変わり、比較的晴れる日が多いでしょう。平均気温は並み、降水量はやや少ないでしょう。日照は並みのみこみです。



冬の交通は安全を確かめてから!!

除雪・圧雪区間の道路通行に注意

村の除雪・圧雪区間の大部分がなだれの危険性があり、交通安全のうえから県では原則として除雪圧雪作業をしてはならないことになっております。しかし、山間地にある当村においては重要な生活道路を確保するためには、除雪も、圧雪もしないことはできません。除雪圧雪作業をする際は、事故のないよう充分注意して交通確保につとめておりますが、「なだれ」は何時、どこで起きるかも知れません。村としては、危険箇所「なだれ注意」の標示をして注意を促していますが、通行される際は充分注意してください。

除雪作業に協力を
除雪作業中は、お互いに注意して機械に近よらないでください。必ず機械運転員等除雪隊の指示に従って通行されるようおねがいます。

また、雪下しの雪はなるべく道路に出さないように、止むを得ない場合は除雪機械の運行に支障のないよう協力をお願いします。

正しい所得を申告しましょう 村民税 所得税 3月15日まで

税金の申告時期が近づいてきました。村民税の申告は三月十五日までです。近く申告用紙を配付します。正しい申告をされますようご協力ください。

村民税は住民が平等に負担する「均等割」と、その人の所得金額に応じて負担する「所得割」の二つからできています。

そして、税額は前年の一年間の総収入金額から、その収入をあげるために必要な経費を差し引き、さらに扶養控除や基礎控除など各種の所得控除をして、残りの金額(所得額)に対して村条例で定められている税率を乗じて算定されるしくみになっています。

このようなことから、公平な税金にするためには納税者のみなさん一人一人から正しい所得額を申告していただくことが前提条件となるわけです。

一月一日現在で山古志村に住ん

でいる人(一月一日現在出かせぎや旅行中の人も含む)は、次の①から③に該当する人を除き、すべて三月十五日までに申告書を提出しなければならぬことになってきます。

申告しなくてもよい人

- ① 四十九年中に所得がなかった人。
- ② 四十九年中の所得が給与所得だけであった人。
- ③ 所得税の確定申告書を税務署に提出した人。

部落ごとに申告指導

今月の中旬ごろから三月十五日までの間、税務課の職員が各部落に出向き、納税相談を兼ね村民税の申告指導や受け付けを行ないますのでご協力ください。

確定申告も 忘れずに

所得税の確定申告も三月十五日までです。

長岡税務署では次の日程で納税相談を行ない、申告指導や国税に対する相談に応じますからご利用ください。

また、給与から天引きされるいわゆる源泉所得税を納めた人で、四十九年の途中で退職し年末調整を受けなかった人(出かせぎ者など)は、確定申告すれば納めた税金の一部または全部を返してもらえることがありますから、事業所からもらった源泉徴収票を確かめてご相談ください。

毎月五日は 税の相談日

国税のご相談は お気軽に…… 長岡税務署へどうぞ

戸籍の話

子供の出生届をわすれずに子供が生まれたら十四日以内に出生届を出さなければなりません。戸籍に記載されないと、学校へ入学するとき、就職するとき、その他自分の身分関係や国籍(日本人か外国人か)の証明などが必要になります。

参して届出て下さい。

戸籍の謄本・抄本

身分関係や相続関係、あるいは海外渡航の際の国籍証明などに、戸籍の謄本・抄本は広く利用されています。謄本あるいは抄本は、本籍地の役場に請求しますが、郵便でも請求することができます。その場合、手数料は、現金書留か定額小為替で送金するようお願いいたします。

今月の納税

固定資産税 4期
国保保険料 6期
納期までにお忘れなく

冬期間は 無理のない運転で

冬期間における交通事故は、積雪寒冷による特殊な気象条件のため、スリップ事故や出会いがしらの事故が特に多発しています。

雪道での安全運転の秘訣は、スノータイヤやチェーンなどのスピードは、普通の場合より一〇〜二〇パーセントは控え目にすることが必要であり、とくに路面の凍ったところや雪で固められた道路では、四〇キロ以上のスピードを出すことは禁物……。

ハンドルの切り過ぎ、ブレーキのかけ過ぎは危険。すべりやすい道路では、急ハンドルを切らないようにする。また、ブレーキのかけ過ぎは、横すべりをおこすことが多いので、早めにゆっくりかける。横すべりをおこしたらブレーキをゆるめることが必要です。(交通安全キャンペーンより)

飲酒運転追放

100日運動実施中

昭和50年2月18日まで

おたけのり(61)

村の鎮守様

修 抄 筆 記

今は、子供を持つ数が少なくなっているが、乳のみ子が死んだなどとは余り聞かなくなりましたが、戦前の家庭では多くあった。そのおきなが、死んで行くところは賽河原だという。子供はそこで、一つ積んでは父のため、二つ積んでは母のためと石を積み重ねなければならぬ。だが、日暮になると鬼が来て、いたいたしい子供がヤット積んだ石を情用捨もなくずしていく。子供は翌日からまた石を積み重ねなければならぬのだ。